

(7) 賃金

イ 産業別、規模別

平成10年9月に常用雇用知的障害者に支払われた賃金（きまって支給する給与、以下同じ）は平均11万8千円（男子13万2千円、女子10万1千円）となっている。

産業別にみると、雇用比率の最も高い製造業では12万2千円、次いで比率の高いサービス業では10万6千円となっている。

表2-7 性別、産業別、平成10年9月の常用雇用知的障害者の賃金（きまって支給する給与）
（単位：千円）

	調査産業計	建設業	製造業	運輸 ・通信業	卸売・ 小売業 飲食店	サービス業
計	118	185	122	80	134	106
男 子	132	185	130	80	144	141
女 子	101	129	109	81	108	93
常用労働者全体	286	313	291	318	235	287

注(1) 常用労働者全体は労働大臣官房政策調査部「毎月賃金統計調査月報」（平成10年9月分）

(2) 「きまって支給する給与」とは労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則によってあらかじめ定められる支給条件、算定方法によって支給される給与であって、超過労働給与も含む。

ロ 事業所規模、障害の程度別

事業所規模別にみると、大規模事業所ほど高くなっており、1000人以上規模では17万3千円と、最も高くなっている。

障害の程度別にみると、平均賃金には大きな開きはないが、重度知的障害者は小規模の事業所規模では非重度知的障害者より高く、事業所規模がおおきくなるに従って非重度が高くなっている。

表2-8 性別、障害程度別、事業所規模別、平成10年9月の常用雇用知的障害者の賃金
（きまって支給する給与）
（単位：千円）

	調査産業計	5～29人	30～99人	100～499人	500～999人	1000人以上
計	118	96	126	147	150	173
男 子	132	110	132	159	164	185
女 子	101	88	113	125	124	147
障害程度						
重 度	120	104	125	131	133	154
重 度 以 外	117	95	127	148	151	176
常用労働者全体	286	249	286	317	355	397

注(1) 常用労働者全体は労働大臣官房政策調査部「毎月賃金統計調査月報」（平成10年9月分）

(2) 「きまって支給する給与」とは労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則によってあらかじめ定められる支給条件、算定方法によって支給される給与であって、超過労働給与も含む。